

令和4年度モニタリング結果

施設名	指定管理者名	指定期間			担当課
		期間	開始日	終了日	
新浦安駅第13自転車駐 車場	新浦安駅前PFI(株)	20年	18.4.1	8.3.31	市民安全課
総評 (総合的に判断した年間の管理運営に関する評価・コメント)					
指定管理者			市		
(1) 定期利用促進の為、一時利用のお客様にお声かけし、定期契約を勧めました。 (2) 機械式駐輪場の定期利用受付時の車体検査を係員にて1台1台確実にを行うと共に、駐輪場の利用方法や事故事例を写真入りで駐輪場の壁面に貼り、機械式駐輪機の事故・トラブルの未然防止に努めました。車体検査は、過去の事故事例等を周知しましたが、令和5年1月16日に車体検査未実施の自転車が持ち込まれ駐輪機が破損し、駐輪機が長期間に渡り使用できなくなる事案が発生しました。 今後はより一層利用者に注意事項を周知して参ります。 (3) 施設内での危険行為及び犯罪を抑制するため、駐輪場係員のみならず施設警備員との情報共有による連携体制の強化を図りました。 危険行為については、施設入口での「自転車から降りて下さい。」の声掛けを行うなど、抑止に努めました。 また、不正利用・不正出庫については、巡回による利用登録シールの確認や、利用者と登録者の一致を確認しました。その他、監視カメラ等による監視を行うとともに、現場へ急行できる体制を整えるなど、未然防止に努めました。今後も引き続き、危険行為及び不正利用抑止に向けた体制強化を図っていきます。 (4) 新型コロナウイルス対策として駐輪係員のマスク手洗い・出勤時の体温測定の実施、精算機にアルコール噴射器を設置いたしました。			適正な自転車駐車場の管理運営にあたり、事故及びトラブル防止に向けた取り組みや、駐車場内での危険行為及び不正利用などの犯罪抑止への取り組みが見られた点評価いたします。 しかし、機械式駐輪機への車体検査未実施自転車の持ち込みにより長時間の利用停止が発生していることから、今後は、検査漏れが発生しないよう徹底していただきたいと思ひます。 今後も、適正な自転車駐車場の管理運営に努めていただきたいと思ひます。		